

都幾川村・玉川村合併協議会委員の身分等の取扱い  
に関する協議書

都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第5条第4号による委員（以下「当該委員」という。）の身分等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 身分等

当該委員は、協議会委員の委嘱をもって、当該委員を指名した村長が属する村（以下「当該村」という。）の非常勤の職員に任命されたものとみなす。

2 公務災害補償制度の適用

当該委員の公務災害及び通勤災害については、当該村の公務災害補償制度を適用し、かつ、当該村において対応（公務災害の発生に伴い必要となる認定委員会、災害補償その他公務災害に関する費用負担を含む。）する。

3 報酬及び費用弁償

規約第15条により当該委員に対し、報酬及び費用弁償の支給があった場合、これらを当該村において定められた、非常勤職員に対する報酬及び費用弁償が支給されたものとみなす。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、都幾川村及び玉川村の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月1日

埼玉県比企郡都幾川村大字桃木32番地

都幾川村

都幾川村長 大澤 堯

印

埼玉県比企郡玉川村大字玉川2490番地

玉川村

玉川村長 関口定男

印